



平22医務保険第834号
平成22年(2010年)9月10日

地方独立行政法人

山口県立病院機構評価委員会委員長様

山口県知事 二井 関 成



地方独立行政法人山口県立病院機構中期目標（案）に対する意見について

地方独立行政法人山口県立病院機構中期目標を定めるに当たり、別添の「地方独立行政法人山口県立病院機構中期目標（案）」について、地方独立行政法人法第25条第3項の規定に基づき、意見を求めます。

地方独立行政法人山口県立病院機構中期目標（案）

前文

県立病院は、本県の医療提供体制における中核的な施設として、県内医療機関との役割分担と連携のもと、高度専門医療、特殊医療の提供などに取り組んできた。

県立総合医療センターにおいては、地域がん診療連携拠点病院、総合周産期母子医療センター、救命救急センター、へき地医療拠点病院、基幹災害拠点病院、第一種感染症指定医療機関などの指定を受け、他の医療機関では対応が困難な疾病に対する医療を提供するなど、県民の健康と生命を守る基幹病院として、その役割を果たしてきた。

県立こころの医療センターにおいては、精神科救急患者や重症患者の積極的な受け入れ、精神科救急医療システム事業による休日・夜間の対応、早期社会復帰に向けた支援などを進め、また、平成20年度に新病院が全面開院したことによって、県民のこころの健康を守る基幹精神科病院として、その役割はますます大きくなっている。

近年の医療を取り巻く環境は、生活習慣病の増加などによる疾病構造の変化、医学・医療技術の進歩による医療の高度化・専門化、情報機器や通信網の発達による情報化の進展、県民の医療ニーズの多様化や医療の安全性・信頼性に対する関心の高まりなど、大きく変化している。また、医師などの医療従事者の不足・偏在など、病院経営は厳しさを増している。

このような状況にあって、環境変化への迅速な対応や医療従事者の確保など県立病院が抱える課題を解決し、将来にわたって安定的かつ効率的に良質な医療を提供していくよう、地方独立行政法人へ移行することとした。地方独立行政法人は、自らが権限と責任をもって、効率的・効果的に病院運営を行い、県は、不採算医療に要する経費などを負担し、病院運営の目標設定と実績評価を行うことにより、その着実な運営を確保することになる。

新たに設立する地方独立行政法人山口県立病院機構(以下「県立病院機構」という。)においては、救急・急性期医療、高度専門医療など、本県の医療施策上、県立病院が推進すべき医療を確実に実施するとともに、本県医療の質の向上を図るために、医療機関や医療従事者を支援する機能を十分に發揮していくことが重要である。また、高い倫理観のもと、県民に一層信頼され、職員が誇りを持って働く魅力ある県立病院として、県内の模範となることを期待する。

第1 中期目標の期間

平成23年4月1日から平成27年3月31日までの4年間とする。

第2 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

県立病院機構は、定款で定める業務について、その質の向上に取り組むこと。

1 医療の提供

県立病院として積極的な対応が求められる分野の医療をはじめ、質の高い医療を継続的、安定的に県民に提供すること。

(1) 県立病院として積極的に対応すべき医療の充実

高度専門医療や特殊医療など県立病院が担うべき医療を県民に提供していくため、次の医療機能を積極的に確保し、その充実に努めること。

ア 総合医療センター

総合的で高水準な診療基盤を有する本県の基幹病院として、三次救急医療、総合周産期医療及びべき地医療を提供するとともに、大規模自然災害や新興・広域感染症発生時においては迅速かつ的確に医療を提供すること。

また、がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病などは、地域の医療機関との役割分担と連携のもと、専門医療又は急性期医療を提供すること。

イ こころの医療センター

精神科医療における本県の基幹病院として、精神科救急・急性期医療、重症患者への医療を提供し、早期社会復帰に向けた取組を推進すること。

また、認知症などに対する専門医療を提供するとともに、司法精神医療については、医療観察法に基づく指定入院医療機関としての体制の整備・充実を図ること。

(2) 医療従事者の確保、専門性の向上

医療機能の維持・向上を図るため、医師をはじめ医療従事者の確保対策を推進するとともに、教育研修の充実、専門又は認定資格の取得支援など医療従事者の専門性や医療技術の向上に資する取組を実施すること。

(3) 施設設備の整備

施設設備については、県立病院が担う医療機能にふさわしいものとなるよう、県民の医療ニーズ、費用対効果、老朽化の状況などを総合的に勘案し、計画的に整備、更新すること。

(4) 医療に関する安全性の確保

安心・安全な医療を提供するため、医療事故防止・院内感染防止などの安全対策を推進すること。

(5) 患者サービスの向上

患者自身が納得して治療を受けられるよう、患者への説明や診療情報の提供を的確に行うとともに、医療に関する相談支援機能の充実を図ること。

また、患者に関する情報は適正に管理するとともに、院内環境の改善や患者意見の反映など院内サービスの向上に取り組むこと。

(6) 地域医療への支援

ア 地域医療連携の推進

他の医療機関との役割分担と連携のもと、かかりつけ医との病診連携、他病院との病病連携を進めること。

また、県内の医療機関からの職員派遣要請にも応じるなど、地域医療への支援に努めること。

イ 社会的な要請への協力

県立病院が有する人材や知見を活用し、研修会への講師派遣など社会的な要請に協力すること。

2 医療に関する調査及び研究

県立病院が提供する医療の質の向上、本県における医療水準の向上を図るため、調査及び研究に取り組むこと。

また、調査及び研究の成果について、県民の健康意識の醸成にも資するよう、わかりやすい情報発信に努めること。

3 医療従事者等の研修

臨床研修病院として、県内で診療に従事する医師の確保にも資するよう、初期研修医及び後期研修医を積極的に受け入れること。

また、将来の医療を担う医学生や看護学生などの教育実習の受け入れ、救急救命士に関する病院実習の引き受けなど地域医療従事者の育成を支援すること。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

県立病院機構は、自律的で機動的な経営体制を確立し、地方独立行政法人制度の特長を活かした効率的・効果的な業務運営に努めること。

1 経営体制の確立

独立した経営体として、主体性をもって意思決定し、迅速に行動できるよう、理事会を中心とした体制を整備するとともに、県立病院機構内部における権限配分の適正化を図るなど効果的な経営体制を確立すること。

2 効率的・効果的な業務運営

医療需要や業務環境の変化に即応した業務運営となるよう、各部門編成や人員配置、業務手法を常に点検し、必要な見直しを行うこと。

また、中期目標、中期計画、年度計画に掲げる目標や取組を確実に達成するため、経営成績を踏まえた機動的な病院運営に努めること。

さらに、経営や医療事務に精通した職員を確保、育成するなど、事務部門の専門性の向上を図ること。

加えて、2病院を運営する形態を活かすために、県立病院が有する人的・物的資源の相互交流や有効活用を進めること。

3 収入の確保、費用の節減・適正化

適正な診療報酬の請求などにより収入の確保を図るとともに、未収金の発生防止と回収に努めること。

適切な在庫管理や契約の見直しなどにより費用の節減・適正化を図ること。

第4 財務内容の改善に関する事項

県立病院機構は、良質な医療を安定的に提供していくため、効率的な病院経営を通じて経常収支の改善を図り、中期目標期間内に黒字とすること。

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 人事に関する事項

職員の能力や実績を適切に反映した、病院にふさわしい人事評価制度を構築するとともに、職員の意欲向上に資する給与制度の導入を検討すること。

2 就労環境に関する事項

多様な勤務形態の導入、業務負担の軽減に向けた取組、育児支援の充実など、職員の働きやすい職場環境づくりを進めること。

3 中期計画における数値目標

本中期目標の主要な項目について、中期計画において数値目標を設定すること。